

令和 8 年 5 月

金山町議会臨時会会議録

金山町議会

招 集 年 月 日	令和 8 年 5 月 1 3 日
招 集 場 所	役 場 議 場
開 会	午 前 1 0 時

目 次 5 月 1 3 日（水）：第 1 日目 P 1 ～ P 1 3

令和 8 年 5 月 1 3 日（水曜日）

令和 8 年 5 月 金山町議会臨時会 会議録
（第 1 日目）

令和8年5月金山町議会臨時会 会議録

令和8年5月13日
午前10時00分開会

1. 応召議員

1番	矢口政一議員	2番	五十嵐優一議員
3番	中村忠行議員	4番	寒河江宏一議員
5番	須藤典夫議員	6番	宮林聡志議員
7番	大場洋介議員	8番	星川智子議員
9番	沼澤道也議員	10番	栗田保則議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 9名

4. 欠席議員 1番 矢口 政一 議員

5. 会議録署名議員 2番 五十嵐 優一 議員 3番 中村 忠行 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 関 啓 幹
教 育 長	鈴 木 英 樹	総 務 課 長	川 崎 勉
町民税務課長	三 上 裕 一	危機管理主幹 (兼総務主幹)	後 藤 隆 行
教 学 課 長	佐 藤 英 樹	農 林 課 長	庄 司 紀 一
健康福祉課長	正 野 学	まちづくり課長	柴 田 直 樹
交流推進主幹	中 村 善 一	生活環境課長	古 澤 幸
会 計 管 理 者 (兼出納室長)	大 場 美穂子	診療所事務長	松 澤 和 仁

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 倉 章

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出議案の一括上程
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 提出議案の説明
- 日程第6 議員提出議案の上程
- 日程第7 趣旨説明
- 日程第8 議案審議
- 日程第9 閉会

令和 8 年 5 月 1 3 日
午前 1 0 時 0 0 分開会

○栗田議長

皆さんおはようございます。

はじめに、矢口政一議員から、入院療養中のため、欠席届の提出があり、受理しておりますので、ご報告いたします。

本日の出席議員数は9名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和 8 年 5 月 金山町議会臨時会を開会します。
それでは、議事日程をお開き願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2 番の五十嵐優一議員と、3 番の中村忠行議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

次に、日程第 2 「会期の決定」を議題とします。

本臨時会の会期については、先に議会運営委員会が開催され、協議されていますので、その結果について、須藤典夫副委員長より報告を求めます。

○須藤副委員長

はい、議長。

○栗田議長

須藤副委員長。

○須藤副委員長

はい、5番須藤です。それでは、わたくしから、先ほど、特別会議室におきまして、議会運営委員会を開催し、本日の会期等について、協議を行いましたので、ご報告いたします。

本日開会の令和 8 年 5 月 金山町議会臨時会の会期は、本日 1 日とすることとしましたので、ご報告いたします。以上です。

○栗田議長

はい、ありがとうございました。

お諮りします。

本臨時会の会期は、ただ今、須藤副委員長の報告のとおり、本日 1 日と決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3 町長提出議案の一括上程

次に、日程第 3「町長提出議案の一括上程」を行います。

議第 39 号 令和 7 年度 金山町一般会計補正予算（第 15 号）の専決処分の承認について

議第 40 号 令和 7 年度 金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について

議第 41 号 金山町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第 42 号 金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第 43 号 金山町総合交流促進施設の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

議第 44 号 金山町みらい留学生寮設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

以上、6 件を一括上程します。

日程第 4 提案理由の説明

次に、日程第 4「提案理由の説明」を求めます。町長。

○町長

おはようございます。それでは申し上げます。

本日は、何かとご多忙の中、金山町議会 5 月臨時会にご出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

提案いたします議案は、議事日程にございますように、議第 39 号から議第 44 号までの 6 件です。

その内容は、専決処分の承認 6 件でございます。

最初に、議第 39 号 令和 7 年度金山町一般会計補正予算（第 15 号）の専決処分の承認について でございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 5 千 217 万 9 千円を追加し、予算総額を 58 億 1 千 537 万 9 千円といたし、令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分をさせていただいたものです。

その内容でございますが、先ずは、歳入につきましては、財政運営の健全化に関わるものといたしまして、令和 8 年 3 月 17 日付けで、山形県知事から特別交付税の 3 月交付が 2 億 7 千 484 万 2 千円とする交付決定があり、12 月交付分 4 千 824 万 1 千円を合わせますと、令和 7 年度特別交付税の総額は 3 億 2 千 308 万 3 千円となり、前年度対比 259 万 7 千円、率にして 0.8 パーセントの減となっております。

国からの各種譲与税並びに交付金につきましては、町議会 3 月定例会以降に最終の交付

決定通知がなされ、法人事業税交付金などが予算より減額となりましたが、地方消費税交付金 3 千 557 万 3 千円が追加となるなど、地方譲与税並びに交付金の合計で 5 千 644 万 7 千円の追加となりました。

このようなことから、翌年度への繰越財源の確保を考慮いたしますとともに、今後の財政基盤安定化を図るため、財政運営基金 1 億円及び減債基金 1 億円、合わせて 2 億円を積み増しすることとしております。

また、ふるさと寄附事業でございますが、令和 7 年度分、これは令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで分です。「ふるさと寄付」が確定し、目標としている 2 億円には若干届かなかったものの、寄附額は個人版では 1 億 9 千 238 万 1 千円となりました。

一方、返礼品、通信運搬費及び手数料などの事務費の精査や組替を行ったところ不用額が生じ、事務費から積立金へ組替し、1 千 683 万 4 千円を「かねやま応援基金」へ積み増しすることとしております。

その他、2 月の臨時会において、大雪の影響による補正予算を可決いただきましたが、その後、国から臨時道路助成事業費補助金 900 万円、災害見舞金として全国町村会、全国町村議会議長会からそれぞれ 3 万円、計 6 万円の寄付がありましたので、合わせて 906 万円を追加計上いたしましたところです。

続きまして歳出ですが、総務課関係につきましては、長年の課題であった非常用電源装置設置関連事業の完了に伴う清算、デジタル化推進事業の精算など合わせて 1 千 880 万円を減額し、歳入となる基金繰入金についても 460 万円減額いたしましたところです。

また、頂いておりました企業版ふるさと納税を地区振興事業に 100 万円活用させていただき、一般財源を減額する組替補正を行っております。

総合政策課関係につきましては、先ほど説明いたしました各基金の積み増し、ふるさと寄附事業以外に、町有財産管理事業や、町債の返還金であります公債費などの精算として 970 万円を減額し、財源については基金繰入金を減額調整しております。

健康福祉課関係につきましては、障害者総合支援事業において給付費が確定し、精算により 700 万円、後期高齢者医療特別会計への繰出金 127 万 1 千円などを減額する一方、令和 6 年度の国庫負担金返還金が 2 件発生し 18 万 9 千円、子育て支援事業において、子どものための教育・保育給付費負担金 259 万 5 千円など合わせて 279 万円を追加し、歳入についてはそれぞれ国、県の支出金を補正いたしております。

また、企業版ふるさと納税において、子育て支援への活用希望の寄付が 300 万円ありましたので、育児支援事業の財源として活用させていただき、一般財源を減額する組替補正を行っております。

産業課関係では、森林経営管理・林業振興推進事業において、交付額が決定した森林環境譲与税及び今年度の関連事業による精算を踏まえ、森林環境譲与税基金に 587 万 2 千円の積み増しによる追加の他、ホットハウスカムロ実施設計完了に伴う精算として 135 万 7 千円を減額し、他事業においても完了に伴い、財源としていた基金繰入金について減額調

整しております。

環境整備課関係につきましては、除雪事業の精算により 1 千飛び 60 万円減額するとともに、歳入においては、各種事業の完了に伴い基金繰入金を減額調整する他、除雪事業では国からの臨時道路除雪事業費補助金 900 万円、個人版ふるさと納税において大雪災害対応への寄附 10 万 3 千円、災害見舞金 6 万円をそれぞれ充当し、一般財源を減額しております。

次に、教学課関係につきましては、小中学校それぞれの施設整備事業の完了に伴い、財源としておりました基金繰入金を減額調整しております。

以上の財源につきましては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国庫支出金、諸収入を追加する一方で、県支出金、寄附金及び繰入金を減額して調整させていただいております。

続きまして、議第 40 号 令和 7 年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について でございますが、歳入歳出それぞれ 282 万 3 千円を追加し、予算総額を 8 千 795 万 1 千円といたし、令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

内容は、歳入においては特別徴収保険料の確定により 409 万 4 千円の追加、実績に伴い保険基盤安定繰入金を 127 万 1 千円減額し、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金 282 万 3 千円を追加しております。

次に、議第 41 号 金山町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について 及び 議第 42 号 金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について の 2 件でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、それらとの整合性を図るために所要の改正を行う必要があり、3 月 31 日付けで専決処分をさせていただいたものです。

続きまして、議第 43 号 金山町総合交流促進施設の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について でございますが、まちづくり課が所管する一部の施設利用について、町長の許可が必要と規定されているものを指定管理者の許可で利用できるようにするため所要の改正につきまして、4 月 1 日付けで専決処分をさせていただいたものです。

次に、議第 44 号 金山町みらい留学学生寮設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について でございますが、令和 8 年 4 月 1 日から新庄南高等学校金山校から新庄神室産業高等学校金山校への校名変更に伴う所要の改正につきまして、同日付けで専決処分をさせていただいたものです。

以上 6 件につきまして、よろしくご審議の上、ご可決下さいますようお願いを申し上げます。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○栗田議長

どうもありがとうございました。

日程第5 提出議案の説明

次に、日程第5「提出議案の説明」を議題とします。

お諮りします。

会議規則第38条第2項の規定により、提出議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出議案の説明を省略することに決定しました。

日程第6 議員提出議案の上程

次に、日程第6「議員提出議案の上程」を行います。

発議第2号 金山町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
以上、一件を上程します。

日程第7 趣旨説明

次に、日程第7「趣旨説明」を求めます。

須藤副委員長。

○須藤副委員長

5番、須藤です。それでは私より、発議第2号についてご説明いたします。

令和8年5月13日

金山町議会 議長 栗田保則 殿

提出者は 金山町議会議員 須藤典夫

賛成者は 金山町議会 寒河江宏一議員、大場洋介議員、星川智子議員です。

金山町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により、提出いたします。

提出の理由は、金山町課設置条例（平成17年条例第2号）の施行に伴い、課の名称及び所管事務が変更されることから、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所管について、所用の改正を行う必要が生じたため、金山町議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

議案の詳細は、別紙議案書のとおりです。

よろしく、お願いいたします。以上です。

○栗田議長

どうもありがとうございました。

日程第 8 議案審議

次に日程第 8 「議案審議」に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、

議第39号から議第40号までの2件

議第41号から議第44号までの4件

発議第2号の1件

に分けて行い、採決を一議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、議第39号から議第40号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第39号から議第40号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第39号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成 よって、議第39号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第40号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成 よって、議第40号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第41号から議第44号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。中村議員。

○中村議員

3 番中村です。それでは私からは、議第 43 号 金山町総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例等の専決処分について伺いたいと思います。

これ今日前段の全協、議運でもいろいろ質問出されたんですけども、ぜひ今回の専決の条例改正によって各施設の有効活用というか、できるだけ進むように、いろんな使い道をこれからも考えていただきたいというふうに思うわけなんですけれども。

私からの質問は、この施設の目的外使用についてどのように考えているかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

目的外とすれば、例えば自動販売機とか、例えば看板を置くとか、そのような、実際の

町の施設の使い方とは一線を画すような使い道。このようなことを今回の条例改正で、その辺もしっかりと区分されているのか。その点についてちょっとお願いします。

○栗田議長

はい、交流推進主幹。

○交流推進主幹

はい。交流推進主幹の中村です。よろしくお願いします。

ご質問のありました目的外使用でございますけども、指定管理者の権限っていうのが、条例の範囲内ということに定まっておりますので、条例外の目的外のことについては、指定管理者の方なり、その使用した人から町に対して目的外使用許可を出していただき、個別に許可なりすることとなります。

今回の目的としましては、指定管理者の業務としては、その利用に関する事っていうのはもともと入ってはいるんですけども、その許可を誰が出すかというところに、町が管理するときの町長の許可の部分しか規定がなかったものですから、それを指定管理者の本来の業務、利用についてというところを、誰が許可するかを明確にするために、読み替え規定として、指定管理者管理する時はちゃんと指定管理者が許可できますよというような改正となります。よろしくお願いします。

○栗田議長

はい。中村議員。

○中村議員

はい。今回の改正によって指定管理者の使用の許可を出せるということで、迅速に活性化を、その施設の活性化をする上では大変いいことだなあというふうに思います。

ただ、目的外使用、特に収入があるような目的外使用。先ほど申し上げた自動販売機とかは、ぎりぎりいいのかなあというふうに思うわけなんですけれども。

以前、須藤議員が問題視して質問をされたことに貸工場、大商金山牧場の「米の娘家」の貸工場に設置されている米の精米機について質問されたことがあります。そのとき質問されてから私も調べたんですけども、実際は本来は町で、例えば先ほど言った米の精米機、直接町と契約して土地をお貸しするっていうのが正規のやり方で、指定管理者が設置してもいいですよというのは、自治体としてはまずいっていうふうなちょっと、文面を見つけたところです。

その須藤議員質問されてから大分期間経ってますんで、現在どのようになっているのか、そのお金のやりとりとか、許可の、町には置きますという申請もされていると思うんですけども。現在どのようになっているのか、説明をお願いします。

○栗田議長

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。大商金山牧場にお貸ししている「米の娘家」の工場の部分ですけども、使用料

町の方でいただいている状況になっております。

米の精米機そのものについてどのような形になっているのか、すいません、ちょっと今のところ、私もちょっと把握できておりませんので、ちょっと今確認をして、お答えをさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

○中村議員

ちょっと先ほど調べたら、目的外使用は、自治法の 238 条に基づいて町長の許可があれば、使用できるということなんですけれども、指定管理者制度の 244 条には、公の施設の利用に対する料金であり、行政財産の目的使用には適用できないというのではないかっていうのがあります。それを踏まえると、米の精米機利用されている方、町民の方が多いんで、別に寄せて下さいとか置かないで下さいではなくて、その契約のやり方、現在どうなってるか分からないってことなんですけれども、町と直接土地をお貸しするという契約をするべきであるのではないかというふうに思っておりますんで、その辺を現状を確認していただいて、いろいろ検討をお願いします。以上で質問を終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第41号から議第44号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第41号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成 よって、議第41号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第42号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成 よって、議第42号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第43号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成 よって、議第43号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第44号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成 よって、議第44号は、原案のとおり承認されました。

次に、発議第2号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、発議第2号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成 よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

これで、「議案審議」を終わります。

これで、本臨時会の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和8年5月 金山町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員